

令和4年第1回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602
令和4年1月19日(水)
15時45分～16時50分

出席委員

教 育 長	計 田 春 樹
教育長職務代理	今 村 保 恵
委 員	長谷川 武 司
委 員	高 橋 正 明
委 員	田 原 知 江

事 務 局

教育部長	木 村 敏 男
次長兼教育振興課長	石 原 洋
学校給食課長	沖 克 哉
学校教育課長	山垣内 理 恵
生涯学習課長	平 木 良 典
スポーツ振興課長	紙 田 敬 久
文化課長	中 川 卓 司
書記 教育振興課総務企画係長	大 村 寿 行
書記 教育振興課主任主事	小 倉 佳 恵

議	題
三教委議第1号	三原市立幼稚園規則の一部改正について（公開）
三教委議第2号	三原市立学校管理規則の一部改正について（公開）
三教委議第3号	三原市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について（公開）
三教委議第4号	三原市文化財保護条例施行規則の一部改正について（公開）
三教委報第1号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

計田教育長 令和4年第1回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は、長谷川委員と高橋委員にお願いする。

それでは、令和3年第14回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。

書記 (令和3年第14回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

計田教育長 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

計田教育長 議事録の承認については、以上である。

計田教育長 それでは、議事に入る。本日の議案・報告事項のうち「三教委議第1号」から「三教委議第4号」を公開とし、それ以外は公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の順については、次第に沿って審議したいと思うがよろしいか。

(一同承認)

計田教育長 そのように取り扱う。それでは「三教委議第1号」について事務局から説明願いたい。

石原次長兼教育振興課長 6ページ三教委議第1号「三原市立幼稚園規則の一部改正について」説明します。9ページ提案理由にありますとおり三原市立幼稚園規則で定めている提出書類を署名のみの取扱いにすることにより、行政手続の簡素化を図るため、規則に定めのある様式を改正するものです。また今回の改正は市民の負担軽減や利便性の向上に繋げていくことを目的としています。7, 8ページには入園願, 退園願を掲載していますが、こちらの保護者氏名欄の取扱いについて署名をもって書類を受領し事務作業を進めます。附則にありますように適用日は令和4年4月1日からとしています。

計田教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第1号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって、「三教委議第1号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第2号」について事務局から説明願いたい。

山垣内学校教育課長 10ページ三教委議第2号「三原市立学校管理規則の一部改正について」説明します。規則で定めている様式第3号から様式第9号, 様式第11号から様式第22号, 様式第24号及び様式第25号について、保護者からの提出書類を署名のみの取扱いにし、学校からの提出書類を記名のみの取扱いにすることにより、行政手続の簡素化を図り、その他所要の改正を行うため、この案を提出するものです。適用日は令和4年4月1日からです。

計田教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

長谷川委員 18ページ様式第11号の表中に「出席停止解除の期間」とあるが期間ではなく期日または日付ではないか。また20ページに関連し近隣市の学校で2学期制を採用している学校があると認識しているが、三原市立の学校が学校単独で2学期制を採用することがありうるということか。

山垣内学校教育課長 18ページについては確認いたします。もう1つご質問いただきました2学期制については学校単独で2学期制を選択することはできます。ただし、現在三原市立の学校において2学期制を選択している学校はありません。

木村教育部長 ただいま上程した議案の学校教育課長が答弁できなかった部分について現在事務局にて確認しています。

計田教育長 暫時休憩とする。

15時55分休憩

16時15分開議

計田教育長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

木村教育部長 学校教育課にて確認作業をしていましたが十分確認がとれないため、本件については取り下げさせていただきたいと思えます。

計田教育長 本件については、取り下げることには異議はないか。

(異議なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって、「三教委議第2号」は取り下げ、次回にて取扱うこととした。続いて「三教委議第3号」について事務局から説明願いたい。

山垣内学校教育課長 41ページ三教委議第3号「三原市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について」説明します。提案理由は規則で定めている様式第1号、様式第2号及び様式第6号から様式第14号について、提出書類を署名のみの取扱いにするとともに、性別記載欄を削除することにより行政手続の簡素化を図るため、この案を提出します。適用日は令和4年4月1日からです。

計田教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

長谷川委員 47ページ様式第9号中にある高等学校・科名は、例えば高等学校では普通科のなかに2つの課程がある場合、課程名は書かなくてもよいのか。また、50ページ様式第12号は前ページ様式第11号との整合を図る意味で、例えば文言を「次のとおり奨学金の償還免除をお願いします。」としたほうがよいのではないか。加えて、51ページにある元奨学生とはどういう意味か説明願う。

木村教育部長 47ページのご質問についてお答えいたします。奨学金の貸付審査をする段階では高等学校名と科名しか聞き取りを行っていません。そのため、その後の事務処理においても高等学校名と科名のみで適切な判断ができると考えています。51ページ元奨学生死亡届の元という表記ですが、奨学金を受給していた奨学生がお亡くなりになられた時点での届出であり書類を提出していただくのは奨学生の保護者又は遺族からであるため、元という表記をしているものです。また、50ページにある文言ですが「次のとおり奨学金の償還を免除をお願いします。」は日本語の瑕疵であるため「次のとおり奨学金の償還の免除をお願いします。」が適切な日本語であろうと思えます。ついては、本件の審議についてその部分の修正を含めてご審議をお願いいたします。

長谷川委員 49ページ奨学金償還猶予願の「次のとおり奨学金の償還猶予をお願いします

す。」に合わせるのであれば「次のとおり奨学金の償還免除をお願いします。」としたほうがよいのではないか。

木村教育部長 そちらの案でもよろしいかと思えます。

計田教育長 今の部分の助詞の取扱いについてはこちらに一任していただいてよろしいか。

(異議なし)

計田教育長 ほかに質問や意見はあるか。

(なし)

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第3号」について、可決することに異議はないか。

(異議なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって、「三教委議第3号」は可決された。続いて「三教委議第4号」について事務局から説明願いたい。

中川文化課長 54ページ三教委議第4号「三原市文化財保護条例施行規則の一部改正について」説明します。本件は様式第1号及び様式第3号から様式第16号について、届出者や申請者の押印欄を廃止するよう改めるものです。市文化財に関する提出書類を署名のみの取扱いにすることにより、行政手続の簡素化を図るため、この案を提出するものです。先ほどの議案同様に押印廃止するものです。

計田教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第4号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって、「三教委議第4号」は原案どおり可決された。ここからは非公開にて審議する。傍聴者の方は退席をお願いします。

(非公開案件審議後)

計田教育長 以上で第1回定例教育委員会会議を終了する。

16時50分 教育委員会会議終了

傍聴者1名

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名 _____

署名 _____